

平成23年5月26日

保護者の皆様へ

大津市立皇子山中学校
校長 藤本 一夫

台風接近に伴う非常措置基準について（お知らせ）

若葉の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育に対し多大のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、現在台風2号がフィリピンの東にあって北北西へ毎時20kmで進んでおります。今後、台風の接近により風雨が強まる恐れもあり、登下校時には安全確保に十分注意するようにご家庭でもご指導をお願いするとともに、状況によりましては、下記のような基準により非常措置をとることもありますのでご了解をお願い致します。

なお、この基準につきましては、今後の台風接近時においても同じ措置となりますのでご承知下さい。

記

1. 生徒の登校前

午前7時において、滋賀県全域もしくは大津市南部に

「暴風警報」 が発令中のときは、臨時休業とします。

*臨時休業の場合は、自宅待機です。出歩かず、安全に十分気をつけるようにしてください。

2. 生徒の登校後

「暴風警報」が発令されたとき、もしくは発令が必至と判断されるときは、終業時刻を繰り上げ、下校措置をとります。

*自宅が留守で鍵がかかっている入れないなどの状況で困らないよう、**非常の場合**は**どうするか**ということを確認しておいて下さい。

3. 土・日・祝日の部活動について

午前7時において、滋賀県全域もしくは大津市南部に

「暴風警報」 が発令中のときは、部活動は停止とします。

4. その他の警報

大雨、洪水、大雪等の警報が発令されても、それだけでは臨時休業になりません。ご注意願います。

※テレビ・ラジオ放送等により、台風情報を把握して下さい。